

生駒市歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例（案）解説

（目的）

第1条 この条例は、歩きたばこ及び路上喫煙（以下「歩きたばこ等」という。）の防止について必要な事項を定めることにより、市民等の身体及び財産への被害の防止を図り、もって安全で快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

【解説】

歩きたばこ等は、たばこの火により他の歩行者に火傷を負わせたり、他人のたばこの煙を吸うことによる健康被害や、吸い殻のポイ捨てによるごみの散乱など様々な問題が指摘され、大人のみならず、子どもにも深刻な影響を与えています。

このような諸問題を未然に防止するため、必要な事項を定めることにより、市民等の安全で快適な生活環境の確保に寄与することを目的としています。

本条例は、平成23年1月から施行している「生駒市まちをきれいにする条例」（以下「まちをきれいにする条例」という。）が目的とする“美しくきれいなまちの実現”にも寄与することから、本条例に基づく施策は、まちをきれいにする条例により実施している各種の取組と連携しながら展開していくこととなります。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **歩きたばこ** 公共の場所において、歩行中（自転車等の乗車中を含む。以下この号において同じ。）に喫煙し、又は歩行中に火のついたたばこを所持することをいう。
- (2) **路上喫煙** 公共の場所において、同一の場所にとどまって喫煙し、又は火のついたたばこを所持することをいう。
- (3) **公共の場所** 道路、広場、公園その他の不特定多数の者の利用に供する場所（室内又はこれに準ずる環境にある場所を除く。）をいう。
- (4) **自転車等** 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車並びに同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。
- (5) **市民等** 市内に居住し、勤務し、若しくは通学し、又は市内を通過する者をいう。
- (6) **事業者** 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

【解説】

(1) **歩きたばこ** 公共の場所において、自転車等の乗車中を含む歩行中に喫煙し、または火のついたたばこを所持することをいいます。

(2) **路上喫煙** 公共の場所において、同一の場所にとどまって喫煙し、又は火のついたたばこを所持することをいいます。

なお、自動車内での喫煙は、規制の対象となりませんが、窓を開けた状態での喫煙、火のついたたばこを所持する行為により、市民等に被害を及ぼすことが見込まれる場合は、本条例の趣旨を踏まえ、注意を促すこととなります。

(3) 公共の場所 本条例の規制の対象となる「公共の場所」は、道路、広場、公園など不特定多数の者が自由に出入り、通行できる状態にある屋外の場所をいいます。

利用が有料である場所や市民等が自由に出入りできない場所は、規制の対象となりません。

本条例の規制は、公共の場所に該当しない私有地等には及ばないものですが、事業者においては、第5条第1項の規定により、灰皿を設置する位置などについて、市民等にたばこの煙や火傷の被害が及ばないようにするための環境整備への配慮が求められることとなります。

「室内又はこれに準ずる環境にある場所」は、健康増進法第25条の規制対象であることから、本条例の規制の対象外としています。

(4) 自転車等 自転車及び自動二輪車に乗車中の喫煙も、すれ違う際に身体や衣服などにたばこの火があたる危険性があるため規制の対象としています。

(5) 市民等 市内の居住者だけでなく、通勤、通学、買い物、旅行などで、市内に滞在したり通過したりするすべての者をいいます。

(6) 事業者 市内において事業活動又は営利活動を行う法人その他の団体及び個人をいいます。

その他の団体とは、自治会、社会教育団体、社会福祉団体、老人クラブなどで法人格は有していないが、団体等の規約等を有し、かつ、代表者の定めのある団体で実態を有するものをいいます。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、市民等及び事業者に対する啓発、支援その他の必要な施策を実施するものとする。

2 市は、前項に規定する施策の実施に当たっては、市民等及び事業者と連携して、その推進に努めるものとする。

【解説】

安全で快適な生活環境を確保するという本条例の目的を達成するため、本市の施策実施義務を定めています。

歩きたばこ等を防止し、喫煙のマナー・モラルの向上を図るためには、喫煙者のみならず、非喫煙者も含めて理解を深めることが必要であり、そのために市は、市民等及び事業者を対象にした積極的な啓発活動に努めることとします。

また、市民等、事業者の自主的な歩きたばこ等の防止活動を支援するとともに、これらの施策は市単独で実施できるものばかりではないため、市民等、事業者、市の三者が連携・協働して取り組む施策の推進を市の責務として規定しています。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、歩きたばこ等の防止に対する関心及び理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

【解説】

市民等は、安全で快適な生活環境を確保するために、自身が歩きたばこ等の防止に対する関心を深め、その影響等について理解するように努めなければなりません。

また、市が実施する施策に協力するよう努めなければならないことを定めています。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、歩きたばこ等により、市民等に身体及び財産に対する影響を及ぼすことのないようにするため、管理権限を有する場所において灰皿の撤去又は移設、喫煙場所の確保その他環境の整備を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、歩きたばこ等を防止するため、従業員その他事業活動に関わる者の意識の啓発を図るとともに、歩きたばこ等の防止のために市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

【解説】

歩きたばこ等を防止するための環境を整備するためには、事業者における取組が不可欠であることから、事業者が果たすべき責務を明らかにしています。

事業活動等を行う場所での歩きたばこ等による市民等の身体及び財産に対する悪影響を未然に防止するための環境の整備を努力義務として定めています。

特に施設や店舗等の出入口等、多数の市民等の往来が見込まれる場所については、喫煙設備の撤去、移設、設備の付加等、煙による悪影響等が周囲に及ばないよう対策を講じることが求められます。

また、従業員や団体の構成員等に対して本条例の趣旨と歩きたばこ等の悪影響について理解を深め、意識の向上を図るとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならないことを定めています。

(歩きたばこの禁止)

第6条 市民等は、歩きたばこをしてはならない。

【解説】

歩きたばこは、たばこの火による子どもの火傷、持ち物の焦げ等、他者に被害を与える可能性が極めて高いため、してはならないと規定しています。

本市では本条例による規制前から、ポイ捨てごみの中でもたばこの吸い殻が圧倒的に多いことを踏まえ、まちをきれいにする条例において、「市内全域」を対象としてその原因となる公共の場所での喫煙行為を制限する規定を設けています。

このような趣旨と経緯を踏まえ、本条例では、地域を限定せずに歩きたばこを禁止する規定を設けることとします。

なお、第14条に定める過料の対象となるのは、歩きたばこの影響が特に大きいと考えられる禁止区域（第8条）に限定しています。

(路上喫煙の制限)

第7条 市民等は、次条第1項に規定する禁止区域を除き、路上喫煙をするときは、他の通行の妨げとならない場所において自らの喫煙により他人にたばこの煙を吸わせることがないようにし、かつ、吸い殻入れを使用しなければならない。

【解説】

路上喫煙は、周囲へ配慮することで歩きたばこと比べ他者への身体及び財産への被害が少ないことや、喫煙者の喫煙場所を確保する必要があることから、禁止するのではなく、路上喫煙する場所や吸殻入れを使用することなどを要件に制限することとします。

(禁止区域等の指定)

第8条 市長は、市民等の身体及び財産への被害の防止を図るため、特に歩きたばこ等の防止に重点的に取り組む必要があると認める区域を歩きたばこ等禁止区域(以下「禁止区域」という。)として指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による指定について、時間帯を限って行うことができる。

3 市長は、必要があると認めるときは、禁止区域内において喫煙することができる場所(以下「指定喫煙場所」という。)を指定することができる。

4 市長は、前3項の規定により禁止区域、時間帯又は指定喫煙場所を指定したときは、その旨を告示するものとする。

【解説】

市域の中でも特に人通りが多い場所において、往来する人々の間に歩きたばこ等を歩く人がいれば、健康被害や通行人のけがの危険性が増すこととなるため、通行する人の身体、持ち物等の安全を確保する措置が必要です。このことから、市長は、歩きたばこ等を規制する必要があると認める区域を「歩きたばこ等禁止区域」に指定することができることとしています。

なお、禁止区域において、必要がある場合は、指定喫煙場所を指定し、必要により時間帯を指定することができることとしています。

禁止区域に指定喫煙場所を指定することにより、禁止区域を外れた周辺地域での歩きたばこや路上喫煙の増加を防ぐとともに、公共の場所におけるルールに則った喫煙を徹底し、喫煙者だけでなく、市民全体の共通認識を形成するための啓発効果も得られるものと考えます。

禁止区域、時間帯及び指定喫煙場所を指定したときは、事前に告示することに加え、禁止区域内等の見やすい場所に、看板や標識等を設置するとともに、広報紙やホームページに掲載するなど十分な周知を行うこととします。

(禁止区域等の指定の変更等)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、前条の規定による禁止区域、時間帯又は指定喫煙場所の指定を変更し、又は解除することができる。

2 前条第4項の規定は、前項の規定により禁止区域、時間帯又は指定喫煙場所の指定を変更し、又は解除する場合に準用する。

【解説】

市長は、歩きたばこ等の状況や地域の環境変化などを踏まえ、必要があると認めるときは、禁止区域、時間帯又は指定喫煙場所の指定を変更し、若しくは解除できることとしています。

禁止区域、時間帯又は指定喫煙場所の指定を変更し、若しくは解除したときについても、前条第4項の規定と同様に告示し、十分な周知を図ることとします。

(禁止区域内における歩きたばこ等の禁止)

第10条 市民等は、禁止区域内において、歩きたばこ等をしてはならない。ただし、指定喫煙場所においては、この限りでない。

【解説】

歩きたばこ等は、たばこの火による子どもの火傷、持ち物の焦げ等、他者に被害を与える可能性が高いため、禁止区域内では禁止しています。

ただし、喫煙者の喫煙場所の確保し、周辺地域での歩きたばこ等の増加を防ぐため、指定喫煙場所での喫煙を認めています。

(勧告)

第11条 市長は、前条本文の規定に違反している者に対し、その行為の是正又は中止を勧告することができる。

【解説】

本条は、禁止区域内において、歩きたばこ等をした者に対する是正又は中止の勧告について規定しています。

勧告とは、ある事柄を申し出て、その申し出に沿う相手方の措置を促す行為をいいます。勧告は、その内容が尊重されることを前提としており、法的に相手方を拘束する意味まで持っていません。このことから、勧告は「行政処分」に該当しません。

行為の是正とは、指定喫煙場所へ移動し喫煙させることを想定しています。

(命令)

第12条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

【解説】

禁止区域において本条例の規制事項に違反した場合の処分等については、まず違反した者に対して違反の事実を告げる役割と是正を促す役割として「指導」や「勧告」によ

る行政指導があります。

「勧告」に従わない場合は、行政処分である「命令」を規定しており、この「命令」に従わない場合は、第14条の「過料」の対象となります。

なお、「命令」は、行政処分にあたるため、事前に行政手続条例に基づき弁明の機会を付与する必要があります。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

この条例を運用していく上で必要となる事項については、規則で規定することとしています。

(過料)

第14条 第12条の規定による命令に従わなかった者は、2万円の過料に処する。

【解説】

本条は、命令に従わなかった者に対し、2万円の過料を科することを規定しています。

過料に関する規定は、金銭を徴収することが目的ではなく、違反者に条例の目的を理解してもらい、マナー・モラルの向上及び歩きたばこ等による被害の防止を図ることにあります。

「過料」とは、行政上の義務違反に対して科される金銭的な制裁をいい、地方公共団体は、条例で5万円以下の過料を科す旨の規定を置くことができます（地方自治法第14条第3項）。

「過料」は「命令」と同様に「行政処分」にあたるため、処分を受ける者には、あらかじめその旨を告知し、弁明の機会を与える必要があります（地方自治法第255条の3第1項）。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。

(生駒市まちをきれいにする条例の一部改正)

2 生駒市まちをきれいにする条例（平成22年9月生駒市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

第11条を削り、第12条を第11条とし、第13条から第18条までを1条ずつ繰り上げる。

第19条中「第8条から第10条まで、第11条第1項又は第12条から第14条まで」を「第8条から第13条」に改め、同条を第18条とする。

第20条第1項中「、第11条第1項又は第13条」を「又は第12条」に改め、同条を第19条とし、第21条を第20条とする。

第22条中「第20条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条を第21条とする。

【解説】

この条例の施行期日を規定しています。

本条例の規定内容との重複を避けるため、まちをきれいにする条例の一部を改正するものです。